

## 医療施設調査、患者調査における行政記録情報の活用について

医療施設調査及び患者調査については、「諮問第 5 号の答申平成 20 年に実施される医療施設調査及び患者調査の計画について」（平成 20 年 4 月 14 日府統委第 54 号）及び「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）において、行政記録情報の活用について平成 23 年実施の調査までに検討することとされている。

このため、平成 23 年に実施する医療施設調査及び患者調査の企画に当たって以下の検討を行った。

### 1. 活用可能性を検討することとされた行政記録情報等

- (1) 医療機能情報提供制度に基づく情報
- (2) 「施設基準の届出等」に基づく情報
- (3) 電子化されたレセプト情報
- (4) D P C 導入の影響評価に係る調査

### 2. 行政記録情報等の活用可能性に係る検討、課題等

上記「1. 活用可能性を検討することとされた行政記録情報等」については、行政記録情報の対象等をもとに、医療施設調査については、「(1) 医療機能情報提供制度に基づく情報」及び「(2) 「施設基準の届出等」に基づく情報」、患者調査については「(3) 電子化されたレセプト情報」及び「(4) D P C 導入の影響評価に係る調査」の活用可能性に係る検討を行った。

#### (1) 医療機能情報提供制度に基づく情報

医療機能情報提供制度は、医療法の改正（平成 19 年 4 月 1 日施行）により「医療機関に対し、医療機関の医療機能に関する一定の情報について、都道府県への報告を義務付け、都道府県が情報を集約してわかりやすく提供する仕組み」として創設されたものである。

医療機能情報提供制度に基づき医療機関から都道府県に報告されている一定の項目の中には、項目だけ見れば医療施設調査の調査項目と重複するものもあるが、同調査への代替利用可能性等については、

- ・各都道府県からの情報提供は、国からの依頼に基づく任意の提供であり、各都道府県独自のデータベースシステムを各々で構築しているため、情報の構造や表示形式が統一されておらず、そのまま集計できないため、医療施設調査への利活用が困難
- ・医療機関から都道府県への情報の報告時期が全国で統一されていない等の理由により、一時点で全国一律に把握する統計調査情報に代替利用し得る状態になっていないため、医療機能情報提供制度の情報を活用できないものと判断したものである。

#### (2) 「施設基準の届出等」に基づく情報

診療報酬の算定に係る施設基準等については、算定を行う医療機関は、算定の基準となる施設・設備、職員配置等の状況を管轄する地方厚生局に必ず届出を行うこととされている。

しかしながら、大部分の届出は紙媒体で行われていることから、そのまま平成23年医療施設調査の調査項目に代替することは困難であるが、一部の届出については、電子媒体化されており活用が可能であることから、それらの分については行政記録情報として活用することとしたもの。

### (3) 電子化されたレセプト情報

電子化されたレセプト情報（以下「レセプト情報」という。）については、「新たな情報通信技術戦略」（平成22年5月IT戦略本部）において、平成23年度早期にレセプト情報、特定健診情報、特定保健指導情報を外部に提供するため、平成22年度中に有識者からなる検討体制を構築し、データ活用のためのルール等について結論を得る、とされている。

これらの検討状況を踏まえて、患者調査におけるレセプト情報の活用可能性、活用範囲等についても検討を行うこととなるが、上記のとおり、現時点においては前提となるデータ活用のためのルール等の結論が得られていないため、平成23年患者調査においては、レセプト情報を活用できないものと判断したものである。

また、レセプト情報の活用が可能となった場合であっても、保険外診療の患者に関する情報や都道府県による医療計画策定時に基礎資料となる患者動態の把握に必要な入院前後の行き先等の情報や、退院患者の状況把握に必要な情報等はレセプト情報からは得られないものであるため、引き続き患者調査で把握することが必要である。

なお、レセプト情報を活用する場合であっても、患者調査の個票データとレセプト情報を突合せせる共通の情報（統一番号）の新規設定が必要であり、これらも含め、突合作業の設計・検証等には費用とともに細心の注意が必要である。

### (4) DPC導入の影響評価に係る調査

DPC導入の影響評価に係る調査（以下、「DPC調査」という。）は、DPC対象病院及び準備病院を対象とする調査で、客体は当該病院を利用する入院患者に限定されており、患者調査の対象とする病院、診療所を利用したすべての入院及び外来患者を把握しているものではない。このため、DPC調査により把握された情報は、患者調査によって得られるすべての情報に代替し得るものではないため、平成23年患者調査においては、DPC調査の結果の活用はできないものと判断したものである。

なお、DPC調査結果を活用するとした場合であっても、患者調査は10月の病院・診療所ごとに指定した1日の状況を把握するのに対し、DPC調査は10月一か月間の状況の把握と把握対象期間が異なるため、DPC調査結果を一律に代替利用することは困難である。